

広島県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成三十年三月一日までの間、縦覧に供する。

平成三十年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
呉市首戸町早瀬三丁目六三三五番九地先から 呉市首戸町早瀬三丁目六三三五番三地先まで	新	二八・六〇 三二・九〇	一七・一〇 三二・九〇	一四・四〇	拡幅 県道首戸倉橋 線と重複
	旧	一七・一〇 三二・九〇	一七・一〇 三二・九〇	一四・四〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

音戸倉橋線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
呉市首戸町早瀬三丁目六三三五番三地先から 呉市首戸町早瀬三丁目六三三五番三地先まで	新	二八・六〇 三二・九〇	一七・一〇 三二・九〇	一四・四〇	拡幅 一般国道四八 七号と重複
	旧	一七・一〇 三二・九〇	一七・一〇 三二・九〇	一四・四〇	